

入札監理小委員会
第425回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第425回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年9月9日（金）14:50～15:53

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 国有林の間伐等事業について

○九州森林管理局大分西部署における入札結果等について（林野庁）

2. 実施要項（案）の審議

○JSTセキュリティ監視運用業務（(国)科学技術振興機構）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、宮崎専門委員、早津専門委員、大山専門委員、
小尾専門委員

（林野庁）

国有林野部業務課 唐澤企画官、入交係長

（(国)科学技術振興機構）

業務・システム部 頼母木部長

業務・システム部企画課 藤田課長、大形課長代理 斎藤専門役

業務・システム部 山下調査員、前田調査員

契約部 長瀬係員

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第425回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、林野庁の国有林の間伐等事業、九州森林管理局大分西部署における入札結果等について、2番目に国立研究開発法人科学技術振興機構のJSTセキュリティ監視運用業務の実施要項（案）の審議を行います。

最初に、林野庁の国有林の間伐等事業、九州森林管理局大分西部署における入札結果等についての審議を始めたいと思います。

民間競争入札の経緯と今後の対応について、林野庁国有林野部業務課、唐澤企画官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○唐澤企画官 林野庁業務課の唐澤でございます。よろしくお願ひいたします。

九州森林管理局の大分西部森林管理署におけます、民間競争入札の入札結果ということで、ご説明をさせていただきます。資料に沿って説明をさせていただきます。

国有林の間伐事業につきましては、平成23年度から始めているわけなんですけど、平成28年度、今年度の実施につきまして、平成28年2月開催の官民競争入札管理委員会のほうで了承されました実施要項に基づきまして、現在、17カ所で入札を実施しております。このうち、九州森林管理局につきましては、3カ所予定をしているところなんですけれども、このうちの大分西部森林管理署の部分で、初回及び再度の入札においても落札せず、不調に終わったところがございます。

1枚めくっていただきまして、3ページに入札等の経緯ということで上げさせていただいておりますが、管理委員会では承りました後、3月に公告を打ちまして、現地説明を経まして、5月に入札を行ったところございまして、応札1社で、その場で再入札も行ったのですが、不落ということになりました。

それで、その直後、5月の末に、再度公告を打ちまして、現地説明は参加者がいなかったんですが、6月末に再度公告による入札を行いまして、一応2社参加いただいたんですが、不落、その場で、また再入札を行ったんですが、1社は辞退で、応札1社で不落ということございました。

その後の対応といたしまして、その場で応札社に不落随契ということで、いかがでしょうかと打診をいたしましたけど、具体的な協議には至らず、不調になったということでございます。

1ページ目に戻りまして、2番の不調の要因等ですけれども、応札者からの聴取意見を4ページ目にまとめております。一番後ろの別紙2というところなんですけれども、応札額算出に当たっての考え方ということでございまして、市場化テストは非常に魅力的だということの一方で、見積もりを誤ると、3年間不採算事業をしなきゃいけないといったところで、あまり経営規模が大きくないこともありまして、経営を逼迫させるんじゃないかといったような懸念があると。

もう一つは、今回、発注の箇所にもともと地形が急峻で平均径級、木の直径なんです

けれども、これが小さくて、集造材のコストが見積もりより高くなるんじゃないかといったことが予見されたと。また、台風被害を受けていまして、森林管理署のほうで、立木調査、現地調査をやっているんですけども、実際、作業してみないとわからないような欠点が出てくる可能性がある。それで、結果として集造材コストがかかり増しとなる可能性があるといったことで、なかなか落札額が下がってこなかったといったことでございます。

1 ページ目に戻りまして、(1) 対象箇所につきましては、なるべく事業ロットがまとめられる箇所ということで選択をしているところなんですけれども、九州森林管理局の大分西部森林管理署につきましては、もともと計画で間伐を予定する箇所というのが限られていたこともございまして、結果として、先ほど民間事業者のお話にもありました、台風の被害地を含まざるを得なかったということでございます。

このため、民間事業者は作業条件が厳しい部分の実施は時間、労力が要して、見積もり以上のコストがかかる可能性があるといったことで、企業経営を逼迫させる等のリスク・不安を抱いたものではないかと考えております。

(2) の競争性なんですけれども、前項のとおり、作業条件が厳しいということで、民間事業者には応札をちゅうちょさせて、競争性を低めると、応札価格にも影響を及ぼしたということではないかと考えております。

それで、先ほどご説明したとおり、初回公告につきましては、1 社応札でございまして、これはまずいということで、関係団体のほうに声かけ等の P R を行いまして、再度公告の入札では 2 社出ていただいて、一定の競争性の確保は図ったところなんですけれども、作業条件が厳しいといったところで落札には至らなかったところでございます。

3 番、今後の対応策について、当該箇所の今後の扱いということで、今回、不調となった箇所につきましては、森林整備を進めていなければいけないということがございまして、できるだけ早期に間伐の事業を実施していきたいと考えております。

具体的には、先ほど、ご説明したとおり、不調の要因が過去の台風被害地など作業条件が厳しい箇所を含んでいたといったことがございましたので、この箇所については、切り離して実施することが適当ではないかと考えております。現時点から手続を進めれば、切り分けた小さいほうは、今年度内の事業実施に必要な事業期間の確保が可能でございます。

また、事業の実施に必要な予算も何とかなるのかなといったこともございまして、台風被害地を含む箇所につきましては、単年での事業完了が可能となる区域、事業内容等に見直した上で、公共サービス改革基本方針の対象外の単年度事業、総合評価落札方式による一般競争入札で発注をしたいと考えております。

また、被害地を除く箇所につきましては、国有林の間伐事業は、来年度に向けて、従来、2 年を超える期間（3 年間）の契約というのを対象にしていたんですけども、来年度には、それに加えて、1 年を超える期間（2 年間）の契約による事業を対象にすることで予定しております。

また、台風の被害地を切り分けると、残りが50ヘクタール程度となりまして、これを3年度でやるというのは、あまり効率的じゃないのかなといったことを考えておりまして、これらから、来年度、民間競争入札による複数年契約、2年間の部分も対象として発注していきたいということで考えております。

それで、市場化テストの対象外として、単年度で行う入札につきましては、来月上旬から手続を始めますと、おそらく11月には事業にかかれて、3月までには何とか事業が進むのかなということでございます。

その下に、表で対象箇所の内訳を示させていただいております。ここは、大きく分けて3団地を一区くりにしてやっております。上の2つが2年間ということで、来年度、市場化テストの対象として実施したいという箇所で、合計55ヘクタールほどでございます。一番下、扇山国有林の1055に林小班というところが台風の被害を受けているところでございますが、41ヘクタールございまして、この部分につきましては、単年度事業として今年度、実施してまいりたいと考えております。

一番最後、(2)今後の本事業の実施に向けた対応ということで、九州森林管理局をはじめまして、各局における民間競争入札における複数年契約を、より確実に成立させるために、引き続き、被害地を除く形で、本事業に適した箇所を選定してまいりたいと。

また、地域の民間事業者の実態ですとか、選定箇所の林相等もよく勘案しまして、より多くの民間事業者を受け入れやすい事業量等を設定してまいりたいと。

また、大分国有林の間伐事業の複数年契約は知られてまいりましたが、この事業の内容やメリットについて、あらゆる機会を捉えて、広くPRしていきたいということで考えております。よろしく願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○宮崎専門委員 ご説明ありがとうございます。2ページの切り分けたところの、台風被害があった箇所、こちらだけ1年間の単年度で入札されると理解したところなんですけど、切り分けた台風被害箇所、単年度事業だけがまた不落になるのではないかという懸念が一般論としてあると思うんですが、その点はどうお考えなのかということだけ、伺えればと思うんですが。

○唐澤企画官 ここでもご説明したとおり、単年での事業が完了となる区域、それから、事業内容ということで、その部分は41ヘクタールあるんですけども、そのうちで、どうしても被害で、これはだめだということは、もしかしたら、除地として除くとか、例えば、もうちょっと作業効率を上げようということで、現在予定していたものより、作業度を上げようとか、そういったところで見直しをしまして、あと、確保はできる見直しになっているんですが、予算がございまして、それに合わせた形で何とかやっていきたいと考えております。

○宮崎専門委員 はい、わかりました。

○石堂主査 どうぞ。

○早津専門委員 3ページのところの3で不落の随契契約の協議の際に、具体的な協議に至らないというのは、これは金額の折り合いがつかないという意味なんですか。

○唐澤企画官 一応、再度の入札でも不落の場合には、随意契約ができるということに、不落随契という、会計法に規定がございまして、それに基づきまして、ただ、予定価格がこうなのでという話できないので、もうちょっとどうですかとって具体的に詰めることができるようになっているんですけども、今回につきましては、予定価格と入札価格の幅があって、どうですかと聞いたときには、もう業者のほうは、これはだめですというような……。

○早津専門委員 それって、全体の金額だけじゃなくて、要するに、ここの経費が削れないんだとか内容的なところまでわかるんですか。

○唐澤企画官 入札につきましては、一連の、金額一本でやりますので、中身についてはわからないようにはなっているんですけども、ただ、業者の皆さんは、ずっとやりますので、大体間伐の面積がこのぐらいで、樹木は山から丸太として出してきて、集造材にするのがありますので、面積と伐採率、それから、材積というので、何となく、大体こんな感じかなという相場観は持っていらっしやいまして、そこら辺が民間の方の出したものと、うちの予定価格、公表はしていないんですけども、その差がちょっとあったということだと思えます。

○早津専門委員 4ページで、回答があったところです。聞き取りの回答なんですけど、入札時の見積もりを誤った場合に、経営が悪くなってしまうんじゃないかという懸念があるということなんですけど、入札の見積もりを誤るといえるのは、どういう意味なのかなど。これは、要するに、その下につながる、自然が相手なので、予想できないものがあつた場合にとりいう意味なのか、それとも、何か単純な計算なんですか。

○唐澤企画官 上の丸は、おそらく一般論として、実は、ここの箇所は、大分西部署では、3年間の複数年契約というのは初めてでございまして、業者の方も初めて参加されたということで、この事業には非常に期待を持ってやっているんですけども、ただ、要は、実際より安い見積もりをして、札を入れちゃって、事業をほんとうにやらなきゃいけなくなっちゃつた場合にとりいうことで……。

○早津専門委員 その実際より安いって、どういう意味なんですか。

○唐澤企画官 見積もりの段階で、おそらく民間事業者の方は、このぐらいのところであつたら何人ぐらいでできるといったところの見積もりを、実際やってみたら、山が急だつたり、いっぱい切らなきゃいけなかつたりということで、人が余計にかかるといったところの差だと思います、上の部分は。

下の部分は、これは、台風被害は風を受けますと、木材の丸太の中に、年輪に沿って傷がついてしまう場合がございまして、これは外から全く見えない、わからない。それで、

実際、伐採して用途に応じて、例えば、住宅の柱に使うものでしたら3メートルに切りますと。それで、3メートルに切って下までおろしてきたところ、材面に割れ目が出ちゃったといった場合には、チップ用材に回さなきゃいけない。その場合には、3メートルじゃなくて2メートルに切らなきゃいけない、そういう手間がかかって、それで、切った1メートルというのは使い道がないものですから、そうすると、歩どまりも悪くなってしまうというのがあるということで、今回については……。

○早津専門委員 ただ、人工とか、今の木のこととかというのは、標準の予想されるものがあるという前提で考えられるんですか。

○唐澤企画官 積算に当たりましては、各森林管理局で標準工程というのがございまして、それで大体、こういった作業であれば何人ぐらいというのはありまして、先ほど、業者の中の相場観があるというのも、そこら辺は皆さん何となく、公表はしていないんですけども、ずっとこういう入札を繰り返していることによって、大体このぐらいだろうというのは、見越した上で入札されていると思うんですけども、そこが、署の見積りの考え方と、業者の方の考え方が違ったということだと思います。

○早津専門委員 でも、後から不測の事態が生じた場合には、別途、こういう計算で請求してくださいとかというのはできないものなんですか。

○唐澤企画官 一旦、契約した後に、例えば、丸太を出す仕事もあるので、その部分が予定より増えてしまったといったときには、変更契約をして、その部分で……、単価的には同じなんですけれども、変更契約でやる場合はあるんですけども、この場合ですと、もとの部分の積算が違っているということで、要は、大体全体の金額が決まっていたら、そこからちょっと出てしまう分は、変更契約というのものもあるんですけども、もとの金額のところ、今回は不落ということでございます。

○早津専門委員 なるほど、ありがとうございます。

○井熊副主査 方針に対して特に異論があるわけではないんですけども、教えてほしいんですけども、今、おっしゃったように、台風のところはなかなか見積もりが難しいというのは、初めからわかっている話だと思うんですけども、それを含めて、なぜ入札を行い、同じようなサイクルで再入札まで行っているのかという話ですよ。初めからそうすればよかったんじゃないかと私は思うんですけど。

あと、もう一つは、3年間を2年間に変えることの意味なんですけど、3年間だとだめで、2年間だといい、これは台風のところを外すことによる、全体のプロジェクトのスケジュール調整なのか、あるいは、3年を2年にすることで改善できるところがあるのか、その2点について教えてほしいんですけど。

○唐澤企画官 まず、初めからそのところをしっかりと見積もったほうがいいんじゃないかと……。

○井熊副主査 というか、台風というのは、例えば、建物で言えば、一部が壊れているのに、前と同じ単価で維持管理しろと言っているのと同じ話ですよ。ですから、初めから

そこを外せばいいんじゃないかと当然思うんですけども、どういふ話なのかなと。

○唐澤企画官 台風の被害があったということで、署は当然、承知してはしまして、積算に当たりまして、最大限という用語弊があるんですけども、そういう条件が悪いという部分を最大限見積もって積算はしております。ただ、先ほど申しました、材の中の割れというのは、外見からはわからないものですから、そこら辺を最初から見積もるといふのは、要は、根拠がないので、実際やってみたらなかったという場合もありますので、そこは公共事業の見積もりとしては、なかなか、事前にそこまでは見積もれないというところがございます。

もめとか目回りというはあるんじゃないかといふのは当然、想定されるんですけども、ただ、台風被害と言っても、倒れてしまったり、折れてしまったりといふのは、その時点で除去なりして、林としては、それなりに真っ直ぐに立っているものなので、材の中の部分まで見積もるといふのはなかなか難しいといふのが1点でございます。

それから、3年を2年にするといふ話なんですけれども、先ほどご説明したとおり、当初、ここは大体96ヘクタールで、全体を計画したんですけども、国有林の間伐事業は、これまで5年間の平均が大体200ヘクタール弱ということで、最初から小さ目の箇所でございます、そのうち被害の40ヘクタールの部分を除くと、もう50ヘクタールということで、下手すると単年度でも行けるんじゃないかといふ面積の規模感なんです。

ただ、せつかく比較的まとまっているといふことと、地元の業者さんの話にもあったとおり、非常に期待が大きいという部分もありまして、ここはぜひ市場化テストということで、来年2年間といふのをつくるのであれば、チャレンジしたいといふのが現場の署長さんなり、森林管理局の意向でございましたので、それを受け入れまして、こういう形にさせていただきたいと。

○井熊副主査 これは台風被害があったところが再整備が終わって、あるいは、ほかのところでは区域の見直しみたいなのが行われた場合に、2年間をもう1回3年間に戻すといふことは、将来的に起こらないんですか。

○唐澤企画官 間伐の場合、10年後ぐらいに、おそらくもう1回、作業をやります。その際には、ここは比較的まとまっているところでございます、多少、1年ずれますけれども、同じような林齢で間伐するものですから、次回、もし10年……、九州ですと成長が早いので、もうちょっと早いかもしれないですけども、その際には、もしかしたら、一まとまりでできるかもしれません。

○石堂主査 今の井熊委員のお話を聞いていて、私も最初は、台風被害に遭ったところについて、積算を林野庁が誤ったんだろうと単純に考えたんです。要するに、予定価格が適正じゃなかったから、何回やっても不落という結果だったのではないかと思おうと思っていたんですけども、今のお話を聞いて、ある程度は、そのところも勘案していたと。

ただし、実際には、あるとははっきりしていない材の割れについてまでアップさせることはできないという考えだといふことなんですけど、そうすると、もしそれで請け負った

業者が、後から材に割れが出てきたときのリスクは民間が負うんだという話ですよ。そして、予定価格にそれを見ないということは、国はそのリスクは絶対見ないという話のような気がするんですよ。

○唐澤企画官 おっしゃるとおりなんですけれども、先ほどもご説明したとおり、実際、切ってみて、どのくらいそういうのが入っているんだという割合を出してやればいけないかというお話もあるかと思うんですけれども、なかなか何カ所もある中で、全部やるというのは……。

○石堂主査 いや、そうなんです。私が言いたいのは、制度上、何となく民間がリスクを負ってしまうのはしょうがないんだけど、国がリスクを負うのは絶対回避すべく、予定価格は算定するものなんだというふうに聞こえるんです。それは、どっちかという、契約の変更条件なり、ある意味では、一種、精算ルールみたいなものを契約の中に盛り込めば、いろんなやりようがあるような気がするんです。

それは今の制度からいってできないのか、たまたま林野庁の、この関係ではそういうことをやったことがないからやらないだけで、ほかの省庁では契約の中に、こういう場合は相談に応じますと、予見しないことがあったときには協議しますという中で、「通常、想定されるものであれば、この予定価格でどうですか」、「いいです」と言えるようにすれば、済むような気もするんですよ。

○唐澤企画官 そのリスクの部分につきましては、要は、公共工事と同じ通知等に基づいてやっていますので、天災の関係、台風で、地震でといったような場合には変更契約ができるようにはなっているんですけれども……。

○石堂主査 今後、起きる事象ですね。

○唐澤企画官 ええ。こういう木材の生産といったところは、林野庁独自で、共通の約款に基づいてやっているんですけれども、ちょっとあれなんですけれども、リスクの分は民間の方に負っていただくと、国損はしない。要は、会計検査が入ったときでも国損はしないということが基本にはあると思います。

○石堂主査 ですから、もうちょっと過激に考えると、検査院の目があるとそこまでは踏み切れないということでもあるのかなと思うんですよ。

○唐澤企画官 先ほどの台風被害地だけ、もうちょっと見積もりを甘くすればいいじゃないかという話もあるんですけれども、ただ、そういう可能性もあるんだけど、何もない可能性もあるので、国としてどっちをとるかという、国に国損をしないという立場で積算をせざるを得ないということなので。

それなので、対応策の部分にありますけれども、危ないようなところは、本来そこも近くにあるので一緒にしてというのは地元の署長さんとしては当然の考えだと思うんですけれども、不確定なところがあるところは、こういった複数年ということじゃなくてやるのが適当なのかと思っておりますので、そういう方向で、これからはやっていきたいと思っております。

○井熊副主査 ただ、山とか林というのは資産としてどういうふうになるのかわかりませんが、普通の施設管理とか施設の更新なんかは、資産の所有者である国のほうが、資産に瑕疵があったら、その瑕疵に伴うコストは所有者が普通負っていると思いますので、国の事業で。

○唐澤企画官 はい。

○井熊副主査 山とか林は資産としての種類が違うのかどうなのかわからないですけど。

○唐澤企画官 ちょっと、そこ……。

○井熊副主査 一種の瑕疵ですよ。

○石堂主査 資産の売却そのものでないからですかね。

○唐澤企画官 生産役務の提供だけなので、実際、販売業務はまた国でやっているものから、そこは扱いが若干違うのかなと思います。もうちょっと調べてみたいと思います。

○石堂主査 いろいろご検討いただければ。ほかはいかがですか。よろしいですか。

では、入札結果等の審議につきましては、これまでとさせていただきます。事務局は何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本件につきましては、民間事業者が受託可能な対象区域や業務量等に見直しした上、早急に一般競争入札により実施することとし、管理委員会への報告資料の作成については、私のほうに一任していただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○唐澤企画官 ありがとうございます。

(林野庁退室・(国) 科学技術振興機構入室)

○石堂主査 続きまして、国立研究開発法人科学技術振興機構のJ S Tセキュリティ監視運用業務の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、国立研究開発法人科学技術振興機構業務・システム部、頼母木部長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明時間は15分ぐらいでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○頼母木部長 科学技術振興機構業務・システム部長の頼母木と申します。よろしく申し上げます。

本日はご多忙の折、J S Tセキュリティ監視運用業務につきまして審議の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

まずは、私ども科学技術振興機構、J S Tについて簡単にご説明をさせていただきます。

弊機構は、科学技術イノベーションの創出に貢献するためを目的とする文科省所管の国立研究開発法人で、イノベーションの推進に係る多彩な事業を展開しております。例えば

科学技術研究の支援がその1つで、例えば弊機構がこれまで支援を行ってきた研究で世界的な評価を獲得したものとしては、「i P S細胞研究」や「青色LED研究」などがあります。また、科学技術イノベーションを支えるための様々な情報提供も、弊機構が担う大きな役割です。

そういう法人でありますので、研究の選考、評価や特許情報にかかわる機微なものも情報として取り扱っているほか、情報公開のためのサーバーなど持っており、それらに対して、高い水準のセキュリティ対策が求められている状況です。

このたび、市場化テストによる調達を計画しております「J S Tセキュリティ監視運用業務」も、弊機構のそうした総合的なセキュリティ対策のための、インターネット接続環境及びセキュリティ機器等の監視を行い、問題が発生した場合の速やかなインシデント対応が可能な環境と体制を整えるもので、弊機構の運営全体にかかわる重要な案件でございます。

本件市場化テストの目的でございますけれども、透明かつ公正な競争の調達を行い、複数の事業者の応札による入札効果や、事業者の創意と工夫を活用することで、業務の質の向上、費用の低減を図ることと考えております。

詳細は後で述べさせていただきますけれども、競争性改善の取り組みとしましては、複数年契約への変更や引継ぎ期間の延長、また、評価に、事業者の創意と工夫としての情報収集と分析検知技術や検知対応時間の短縮等、を求める等の実施要項（案）を作らせていただきました。本日はご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、内容の詳細につきましては、実施要項を用いて担当の斎藤のほうからご説明をさせていただきます。

○斎藤専門役 科学技術振興機構の業務・システム部企画課の斎藤と申します。

それでは、お手元の実施要項（案）に沿いまして、今回の調達の業務につきまして順次ご説明をさせていただきたいと思っております。なお、ページ数につきましては、実施要項（案）の右下、73分のというページで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、本業務の概要ですが、繰り返しになりますけれども、3ページの中ほどにございますように、当機構の総合的なセキュリティ対策のために、セキュリティ機器、ネットワーク機器、接続回線のセキュリティ監視とインシデント対応及び機器の稼動監視とその運用を行うというものでございます。

次のページに、本業務の概要図を示してございます。この図の左側は、当機構のネットワーク環境を簡略的に示したものです。右側では今回の調達の業務を監視業務から順に列挙させていただいております。

4ページのイ、真ん中あたりの業務の対象では、後ほど述べます監視、セキュリティ監視、運用、それぞれの業務における対象機器を表2-1として指定しております。

例えば表2-1真ん中辺にあるI P Sは、不正アクセスなど、悪意のあるトラフィック

を検出して通知し、かつ、該当するパケットを破棄したり、セッションを切断するといったことで防御する侵入防止機器でございます。ほかにも、ファイアウォールですとか、ウェブアプリケーションの脆弱性を悪用した攻撃などからシステムを守る機器のWAF、ウェブアプリケーションファイアウォールなどを対象としております。

続きまして、実際の業務の内容でございますが、4ページの上の図2-1業務概要図の右側にありますように、先ほど述べました対象機器それ自体の稼動や性能の監視をするという監視業務、2つ目としまして、それらの機器を用いましたセキュリティの監視、3つ目としまして、対象機器の設定の変更等をする運用業務、そしてその下、報告書等の作成をするその他の附帯する業務といった構成になってございます。

続きまして5ページ、それぞれの具体的な内容ですが、まず監視業務は、請負者がリモートで当機構のネットワーク環境について24時間365日監視をするというものでございます。実際、機器の稼動確認である死活監視、性能情報の監視、機器の異常状態の監視、障害等が発生したときの対応といったものを業務内容としております。

続きまして、6ページ目がセキュリティ監視でございます。こちらも機器の監視と同様に、24時間365日で行われます。セキュリティ監視機器が出力するいろいろなログを全てリアルタイムに受信して相関分析等を行い、異常が認められた場合は、当機構の担当者に電話とかメールで連絡し、必要に応じて機構内に来てサポートを含むインシデント対応をしていただくというものでございます。セキュリティ監視業務では実際、インシデント発生後の対応だけではなくて常に、最近、標的型攻撃とかいろいろ増えておりますけれども、最新の脆弱性情報とか、攻撃者に関する情報といったものを広く収集しまして、実際に相関分析をするときのルールの更新とか、IPSに不正なサイトを登録するようなブラックリスト登録など、可能な限り攻撃を防ぐための創意工夫を含んだ対応といったものも請負者に対して求めているところでございます。

7ページ目、真ん中辺の(ウ)の運用ですが、こちらは、対象機器の設定変更やソフトウェアのアップデートを行い、定期的にログを監視して異常があれば当機構に連絡を行ったり、先ほど申しましたような不正なIPアドレスを遮断するといった内容の業務でございます。

8ページ目の真ん中あたりの(エ)その他の業務でございますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上が本業務の内容でございます。

続きまして、9ページのエ、請負業務の引継ぎですが本業務では機器設定等の監視運用環境の構築がございますので、引継ぎ期間は、これまでは1カ月としておりましたが、今回の調達からは3カ月を想定しております。

その下、9ページの下の方、対象業務の質でございますけれども、今回は、セキュリティ監視の水準や対応状況が高いものを求めており、表2-2の項目をサービスレベルとして設定しております。そして、サービスレベルアグリーメントを締結し、質の確保に努

めてまいりたいと考えております。

少し飛びますが、11ページ目の調達に関する事項でございますが、契約期間は平成29年10月1日から32年3月31日の2年半としております。

また、その下には、入札参加に関する事項を書かせていただいております。こちらの詳細は割愛させていただきますが、入札参加グループといった形で、複数の業者さんがグループを結成して入札に参加することを可能としております。

スケジュールは、12ページ(1)をご覧ください。平成29年2月下旬に官報公示を行い、3月上旬に入札説明会を行います。開札及び落札者の決定は6月上旬ごろを予定、そこから3カ月の引継ぎ期間を経て、実際に10月から業務を開始としております。

13ページ目の中段から、実施する者を決定するための評価について記載をしております。今回の調達は、総合評価方式として価格点と技術点の配分は1対1といたしました。

続きまして、実際の過去からの契約の推移と競争性を改善するための取り組みについて、別紙のJSTセキュリティ監視運用業務に係る契約状況等の推移というA4横の表について説明をさせていただきたいと思っております。

資料は平成25年度から記載しておりますが、本業務はもともとはセキュリティということではなく、JSTのさまざまな情報公開サービスについて、24時間ウェブで提供するために必要なネットワークインフラの稼働維持を行う業務というところから始まりました。セキュリティにつきましては当時は、機器の監視等を当機構の中で行っておりました。その後、セキュリティ対策の強化の点で、平成26年度下期から、それまでの契約内容に加えて、24時間セキュリティ監視も外部にお願いするというような形になりました。

それ以降、27年度、28年度も、セキュリティの重要性が年々増すことに合わせて、監視対象の機器の増強とか、監視範囲の拡大というものを行っております。このように本業務は、こちらに記載しております各年の契約が全く同一の業務内容で推移しているわけではないという経緯を持っているということがございます。

また、応札業者さんの数が別紙の契約状況の下から3行目のところがございます。26年度下期に、単なる機器の監視からセキュリティ監視までに対象を広げて、実際の業務の幅を大きくしたことによって、応札者が1者から2者に増えました。

今回の調達では、先ほど説明させていただきましたとおり契約期間を現在の1年から2年半と複数年に変更いたしました。長期間になったことで、新規業者さんのメリットがあると考えます。また、引継ぎ期間につきましても、従来1カ月だったものを3カ月に延ばし十分な準備期間をとりましたので、新規参加しやすくなったのではないかと考えております。

以上、簡単ではございますが、本業務に関しましてご説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問、ご意見

のある委員はご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 説明ありがとうございます。9ページ目のところなのですが、請負業務の引継ぎのところでも聞かせてください。このやり方、例えば(ア)、現行請負者又は当機構からの引継ぎ、(イ)と書いてありますが、この内容は従来も大体同じやり方だったのでしょうか。それとも、今回変えたのでしょうか。

○斎藤専門役 昨年度のサービスレベルと基本的には同じです。

○大山専門委員 引継ぎのやり方なので、9ページ。

○斎藤専門役 申しわけございません。引継ぎでございますね。

○大山専門委員 はい。

○斎藤専門役 引継ぎの期間は1カ月から3カ月に延ばしました。

○大山専門委員 というか、やり方自体ですね。書いてあるのは、「当機構は、当該引継ぎが円滑に実施され」、これはそうなんですけれども、「現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する」、これは当たり前といえ当たり前ですよね。

次ですけれども、本業務を新たに実施することになった請負者は云々と書いてあって、なお書きで最後に、「その際の事務引継ぎに必要となる経費は、引継ぎを受ける請負者の負担となる」と書いてあって、その下には、今度は「引継ぎを受ける次回請負者の負担となる」と、やっぱり(イ)にも書いてあるんですけれども、このやり方自体が過去において、いただいている資料だと、25年、26年上期とずっとある、これは同じやり方をしていたのか、それとも、今回変えようとしているのかということをお聞きしたい。

○斎藤専門役 従来は、仕様書上には、ここまで明確には書いてはいなかったんですけれども、基本的には同様のやり方で……。

○大山専門委員 そうすると、それはどういうやり方をしたんですか。書いていない状態で、実際はどっちが費用は見たんですか。

○斎藤専門役 これまでは、具体的には、実際に引継ぎといった場合には、前の業者さんが今度の新しい業者さんに対して、監視内容、それからログの情報とかを、これまでとっていたログの情報とかを引き継いだりするのでございますけれども。

○大山専門委員 引継ぎの手法はわかるので、そうじゃなくて、どういう経費負担だったんですかという質問。

○斎藤専門役 これまでは、経費が具体的に発生して引継ぎに関して別途請求が生じたことはありませんでした。

○大山専門委員 それはないでしょう、実際に稼動するんだから。だから、JSTは関知していないということですね。だから、業者内の引継ぎでうまくやってよという話だったということですね。

○頼母木部長 今まではそういう形でございました。

○大山専門委員 だとすると、ぜひご理解いただく必要がありますが、引継ぎの中で、非

常に関係のいい2者であれば、そういうことはあり得るんですが、一般的にそれはあり得ないんですよ。その引継ぎのときに、自分たちが守りたければ必ずそこに対して、相手の、ここでいうと、引継ぎを受ける請負者の負担となると書いた途端に、多額の費用をここで言うんですよ。それで、相手は入札しない、応札しないということになりますから、それは今まで事例としていっぱいあるので、その辺のところに対する配慮が、やはりこれではまずいんじゃないかと思うんです。今までどうやっていたのかがわからなかったのであえて言わなかったんですけども、今日お聞かせいただいて、そうであれば、そこに対しては、引継ぎ期間の延長の問題じゃなくて、それはもちろんあるんですけども、でも、その分延びれば、引継ぎを受ける請負者の負担だって、もっと増えるということですから。

ということをお考えいただく必要があって、同一のところが請けるほうが、その費用が全部なくなるので、最初から勝負にならない可能性があるんですよ。そういう意味では、競争性の確保の本来の目的から見たときに、ここは改善していただきたいと思いますね。

○頼母木部長 わかりました。

○大山専門委員 これは、(ア)と(イ)、両方とも同じ。ここはどういう内容なのか、はっきりわからないので、そこまで言いませんが。その辺のところはどうなのかというのを、分担のことをお考えいただいたほうが。

ちなみに、うまくやっている例は、発注である皆さん方が間に入って、従来の者から間に必ず仲裁で入って、費用についても、それぞれの幾らずつ払うかというのを透明にやるというやり方がありますので、そこは参考まで、ほかのところには聞けば出てくると思いますけれども。ぜひお願いします。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○井熊副主査 まず、細かいところからいくと、11ページの資格審査、資格のところ、グループで入札する者のところ、4の(8)なんですけれども、真ん中、「また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(7)までの資格を満たす必要があります」と書いてあるんですが、これはほかの案件なんかでは、代表企業以外は、多分、(4)は外すんじゃないのかなと思いますね。というのが普通、ほかの案件ではそうしていると思います。

それからあと、このプロジェクトで少し気になるのは、年度ごとの契約金額の格差が大きい。契約金額の格差が大きいということは、業務内容が非常に大きく変動しているということですよ。変動しているのであれば、それがどのくらい変動しているのかということが事業者さんがちゃんと見積もれるような情報を出さなくちゃいけないということになるんだと思います。

その意味でいうと、公開されている情報というのが役務でばんと出ているだけで、どのくらいなのか見積もれないと。いただいているこの資料の中で出されていない中で、例えばセキュリティの監視はどのくらい行われたとか、そういう業務の量的なものの情報をもっと出してあげるとかというようなこと、なるべく見積もれる情報を多く出してあげるといふ努力をしていないといけないかなと思います。

それからあと、その意味では、説明会参加者のところで、実施せずという形でずっと来ているので、事業者さんに、御機構の意図であるとか、内容を聞かせるために、やっぱりきちんと説明会を実施して、コミュニケーションを図ったほうがよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 教えていただきたいんですが、監視対象となるネットワーク機器のいわゆる更新サイクルというのは、今、どういうふうになっているのでしょうか。

○頼母木部長 更新の期間ですか。

○小尾専門委員 だから、今回、監視を行う業者さんが監視をするものの更新サイクルというのは、どんな感じになっているんですか。

○頼母木部長 大体、EOSが来るまではなるべく使い続けたいという気持ちは、実は持っていますので、使えれば使っているという感じなんですけれども。

○小尾専門委員 従来は大体どんな。

○大形課長代理 一番短かった装置は5年になりますが、ネットワーク機器、ルーターですと一番長いのは13年使っていたものがあります。

○小尾専門委員 ルーターはそんなに……。基本的にはファイアウォールとか、IPSとか。

○大形課長代理 そうですね。ファイアウォールですと、今の機器を入れましたのが2014年ですが、前回の入れかえは2006年でしたので、ファイアウォールにつきましては8年間使っていました。IPSについても同様です。

○小尾専門委員 今回の契約期間の間にハードウェアが変わる可能性があるんだとすると、今回、監視業務というのを入札するわけなので、そこら辺のリスク、つまり、自分たちが機器の調達に関与できるのであれば、それは話は別なんですけど、多分そうはならないはずなので、そうすると、その部分は、応札する側としては多分リスクと感じてしまうと。その部分が明確になっていなくて、やっていく中で、いや、実はかわるんだよねみたいな話になってしまうと、業者さんからすると、著しく、何だこれみたいな話になってしまうので、そこら辺の情報の開示はきちんとしていただきたいなということと、もし、ある程度長いのであれば、なぜ今回2年半という契約期間にしようとしているのかというのがわからなくて、普通、一般的には3年という契約にすることが多いんですが、年度末である必要も特にないような気もするので、3年間という形での契約をしたほうが、入札する側からすると長期間安定的に、2年半という、ちょっと中途半端な面もあると思いますので、そこら辺はどう考えるか。つまり、機器のサイクルは、ほんとうは3年かなと思っていたので、それだったら、ちゃんと合わせたほうがいいかなという考えもあったんですが、そこら辺は不明確な部分はあるにしても、3年まで延ばせるのであれば、3年で考えるというのは1つの手かなと思うんですが、そこら辺はいかがお考えですか。

○頼母木部長 ちょっと回答の順番が逆になってしまうかもしれませんが、まず、年度末についてですが、実は私たち、2年半というものに関しましては、やはり年度末で切りかえたいという気持ちがありましたので、まず、3月末で1つ契約をとめようと考えておりました。そうしますと、23年度末がいいのか、24年度末がよいのかというところを考えたときに、今回、24年度末だとちょっと長過ぎるのかなという判断をさせていただいて、23年度で区切ったというところがございます。そしてその次からは、3年、3年というような感じの複数年……。

○大形課長代理 31年度末です。

○頼母木部長 申しわけございません。今、年度を間違えてしまいました。31年度と32年度で、とにかくどちらの年度末とするかを考えるというところで、32年度末だと少し長いかなと思ひまして、短いほうを採用して2年半という形になったということがございます。なので、本来、そもそも業務開始が10月はじまりなのがおかしいといえれば確かにそうなので、4月から3月までという調達を私たちも考えております。

○大山専門委員 回答と違うな。これ、違うんですよね。1の、これと違う。33年、34年、どちらがいいかと書いてあるんだけど、今の回答は違う。

○小尾専門委員 33年度か34年度じゃない。

○大山専門委員 の末。

○小尾専門委員 年度、年度。

○大山専門委員 これも年度ということですか。

○小尾専門委員 年度。

○大山専門委員 いただいているものと違うんですよ。今、それを……。

○頼母木部長 申しわけございません。

○大山専門委員 みんなが思っているわけじゃないらしいけど、確認だけ……。

○頼母木部長 もう一度訂正させてください。今のところなんですけれども、29年10月から32年3月までとしてありますというところで、32年3月がいいのか、33年3月がよいのかというところで、32年3月のほうを今回は選ばせていただきましたということがございます。

○大山専門委員 だから、これ、間違っているんだよな。わかりました。

○頼母木部長 先ほどのご質問の前半のところ、途中で機器が交換になった場合どうするんだというところがございますけれども、実施要項(案)の19ページ、一番下のキというところで記載させていただいております。このような形で、一応ご承知おきくださいという形では書いてはありますけれども、基本的には特別なことがなければ、今回はないのではないかなと思っているところがございます。

○小尾専門委員 今回の契約期間中にはないと。

○頼母木部長 はい。特別なことがない限りですね。

○石堂主査 ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○宮崎専門委員 確認なんですけれども、73分の13、総合評価の評価方法の記載なんです、(1)の評価方法で、「当機構のCIOに意見を聴くものとする」という記述があるんですが、これはJSTさんの職員の方がこのCIOを務めているのか、あるいは一般的にCIO補佐官のように、民間のどこかの企業の方が務めているのかというところをまず確認させていただければと思うんですが。

○頼母木部長 CIOはJSTの役員がやっております。JSTの職員が上がった者ではなくて、民間から来た役員です。

○宮崎専門委員 注意点として、どういう方がわからなかったんですけども、CIOの属する組織とかが評価にかかっていると、一般的にCIO補佐官の属する組織の人は入札の参加資格なしとか配慮するものですから、評価にかかわる人の扱いをどうするかというところは検討が必要ではないかなと。

○頼母木部長 CIOはJSTの役員、という形になっておりますので。

○宮崎専門委員 わかりました。それともう1点なんですけれども、73分の63、総合評価基準の中に、回線という記述があって、要は24時間監視の中で、回線が途中で途絶えた場合に、複数回線を用意して、敷設して迂回する仕組みを請負者の負担で構築することというような記述があって、これは本来は、セキュリティの運用監視業務ですので、回線をつくることというのは、どちらかというところではインフラの部分なので、運用業務の範囲に本来は入らないもの、そういう切り分けもあると思うんですが、これを設けると、やはり回線をつくる業者とか、回線を買ってくるというようなところでどうしても有利になって、一般的な運用だけ監視している業者さんが参入しづらいということもあり得るのかなと思っていて、具体的にどうするかというのはあるんですが、これは今後可能であれば、この辺は、どちらかというところではJSTさんのほうで本来的には負担して、インフラとしては準備するべきものなのではないかなと思います。

○頼母木部長 これはセキュリティ監視サービスをやっているセンターのところと監視機器を直結するものですが、私たちから見ると、相手方のセンターの所在地はどこかわからない状態になっているので、向こうの方から契約していただいて私たちのビルの監視機器につないでもらう形になり、JSTが主体的に準備するのは、なかなか難しいのではないかなと思っております。

○斎藤専門役 業者さんが監視用に使用する回線ですので、業者さんに負担いただくことになるものと考えております。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項(案)の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、国立研究開発法人科学技術振興機構におきまして引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえまして、先ほど

出ました引継ぎコストの問題とか、また、大分契約内容が変わってくるということで、情報公開の部分とか、その他細かいところもあったかと思えますけれども、実施要項（案）について必要な修正を行っていただきまして、事務局を通じて各委員が確認した後に、意見募集を行うようお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（（国）科学技術振興機構退室）

— 了 —